

(表)

平均給与額算定書

2号紙

被災職員の氏名 及び生年月日	青森 三郎 昭和〇〇年 9 月 15 日生	補償の種類	遺族補償年金
-------------------	--------------------------	-------	--------

1 平均給与額算定内訳						
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与						
給与期間	〇年12月1日から 〇年12月31日まで	〇年1月1日から 〇年1月31日まで	〇年2月1日から 〇年2月28日まで	計	備考	
総日数	31 日	31 日	28 日	90 日	〇〇.1.1 昇給	
勤務した日数	24 日	24 日	23 日	71 日		
控除日数	日	日	日	日		
給与	給料	306,700 円	316,300 円	316,300 円		939,300 円
	扶養手当	21,500 円	21,500 円	21,500 円		64,500 円
	地域(調整)手当	円	円	円		円
	住居手当	1,000 円	1,000 円	1,000 円		3,000 円
	通勤手当	円	円	円		円
	時間外勤務手当	16,848 円	4,344 円	6,516 円		27,708 円
	宿日直手当	円	円	円		円
	円	円	円	円		
	円	円	円	円		
計	346,048 円	343,144 円	345,316 円	1,034,508 円		
(A) 法第2条第4項本文による金額			寒冷地手当			
(給与総額) (総日数)			〔災害発生の日の属する月の前月の末日以前における 直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額〕			
1,034,508 円 ÷ 90 = 11,494 円 53 銭 (イ)			26,040 円 × 5 ÷ 365 = 356 円 71 銭 (ロ)			
(イ) + (ロ) =			11,851 円 24 銭			
(B) 法第2条第4項ただし書による金額						
〔日、時間又は出来高払制によ って定められた給与の総額〕 (勤務した日数)						
27,708 円 ÷ 71 × $\frac{60}{100}$ = 234 円 15 銭 (ハ)						
(その他の給与の総額) (総日数)						
1,006,800 円 ÷ 90 = 11,186 円 66 銭 (ニ)						
(ロ) + (ハ) + (ニ) = 11,777 円 52 銭						
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)						
(寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額)						
〔 $\frac{\text{寒冷地手当の額} \times 5}{365}$ + $\frac{\text{減額された給与の額}}{\text{その月の総日数}}$ 〕 × (控除日数) = 円 銭 (ホ)						
(ホ) + (ハ) + (ニ) = 円 銭 (ト)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)						
〔 $\frac{\text{寒冷地手当の額} \times 5}{365}$ × (総日数) 〕 + (給与総額) - (ト) = 円 銭						
日 - 日						
(C') 法第2条第6条による金額 (同条第4項ただし書計算)						
〔日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額 (控除日に支払われたものを除く)〕 (勤務した日数) (控除日を除く)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与の総額) (ホ)						
〔 $\frac{\text{寒冷地手当の額} \times 5}{365}$ × (総日数) 〕 + (その他の給与の総額) - (ホ) = 円 銭 (リ)						
(リ) + (ト) = 円 銭						
日 - 日						

〔注意事項〕別紙参照。

(裏)

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数) 円 ÷ = 円 銭		
①災害発生の日 (令和〇〇年 3 月 29 日) における基本的給与の月額 行政 職給料表 7 級 8 号給 給料 316,300円 扶養手当 21,500円 地域(調整)手当 円 特勤手当又は へき地勤務手当 円 計 337,800円		②補償事由発生日 (令和 〇〇 年 3 月 30 日) における基本的給与の月額 行政 職給料表 7 級 11 号給 給料 345,100円 扶養手当 21,500円 地域(調整)手当 円 特勤手当又は へき地勤務手当 円 計 366,600円
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭		
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②) 366,600 円 ÷ 30 = 12,200 円 銭		
(G) 規則第3条第4項による金額 災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭(ヌ) (ヌ)及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額 円 銭(ル) (ル) (総務大臣が定める率) 円 銭 × = 円 銭		
規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②) 円 ÷ 30 = 円 銭	
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額 災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭(ヲ) (ヲ)及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額 円 銭(リ) (リ) (総務大臣が定める率) 円 銭 × = 円 銭	
	(J) (H)(I)以外の金額 円 銭	
	(K) 規則第3条第7項による金額 円	
	(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 56 歳	
最高限度額	最低限度額	昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 □有 ☒ 無
2 平均給与額	12,220 円 (F) による金額	
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 令和〇〇年 6 月 10 日 所属部局の { 所在地 〇〇市〇〇町〇〇 名称 〇〇市〇〇課 長の職・氏名 課長 〇〇 〇〇		

補償事由による発生の日(死亡した日)における給与、公務中死亡による特別の昇給(後の給与を記入して下さい。)

平均給与額算定書

〔注意事項（２号紙）〕

- 1 請求（申請）者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「勤務した日数」には、現実に勤務した日のほか、有給休暇等の日を含めた日数を記入すること。
- 3 「控除日数」には、1日の全部又は一部について、次に掲げる事由により勤務することができなかった日数を記入し、併せて当該事由を「備考」欄に記入すること。
 - (1) 傷病の療養のため勤務することができなかった場合
 - (2) 出産予定日の6週間前（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）から出産後8週間以内において勤務しなかった場合
 - (3) 育児休業の承認を受けて勤務しなかった場合
 - (4) 地方公共団体の責に帰すべき事由によって勤務することができなかった場合
 - (5) 職員団体の業務に専ら従事するために勤務しなかった場合
 - (6) 親族の傷病の看護のため勤務することのできなかった場合
 - (7) 休暇に関する条例等により、組合休暇を与えられて勤務しなかった場合
- 4 「給与」の欄中「時間外勤務手当」、「宿日直手当」等翌月払いの手当については、その月の支払済額ではなく、実際に勤務した月に直して記入すること。
- 5 (A)欄の「寒冷地手当」には、災害発生の日に支給地域に在勤し、かつ、災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去1年間に支給を受けたときに限り記入すること。
- 6 ①欄及び②欄の「地域(調整)手当」には、給料及び扶養手当の月額に対する地域(調整)手当の月額のみを記入し、管理職手当の月額に対する地域(調整)手当の額は含まないこと。
- 7 給与が日額で定められている常勤の非常勤職員の場合の①欄及び②欄の「給料」には、給与日額に次に掲げる区分に応じ、次に掲げる数を乗じて得た額を記入すること。
 - (1) 土曜日を休日としている地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。） 21
 - (2) 第2土曜日及び第4土曜日を休日としている地方公共団体等 23
 - (3) (1)及び(2)以外の地方公共団体等 25
- 8 (G)欄及び(I)欄の「（総務大臣が定める率）」は、規則第3条第4項の規定に基づき総務大臣が定める災害発生の日の属する期間の区分に応じた率であること。

なお、(G)欄及び(I)欄の「基本的給与の月額①」は、災害発生の日が昭和60年4月1日前にあるときは、同日における基本的給与の月額となること。
- 9 (K)欄は、年金たる補償以外の補償を請求する場合に記入すること。
- 10 (L)欄は、年金たる補償及び休業補償（療養を開始して1年6月を経過している場合に限る。）を請求する場合に記入すること。
- 11 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第3条に規定する派遣職員にあっては、「災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与」欄には、派遣等の期間の初日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与を、(A)欄には外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令（以下「省令」という。）第1条第1項の規定による金額を、(J)欄には省令第1条第3項による金額のうち最も高い金額を、(K)欄には省令第2条の規定による金額を、(L)欄には省令第4条又は第5条の規定による金額を記入し、省令第1条第3項の規定による計算の内訳を別紙として添付すること。
- 12 平均給与額の計算過程においては、端数処理は行わないこと。